

2024年11月18日

最高裁判所御中

マイナンバー違憲訴訟神奈川原告団

最高裁判所への要請

私たちはマイナンバー制度が憲法 13 条で定めるプライバシー権に違反するとして 2016 年 3 月に横浜地方裁判所に提訴し、2019 年 9 月に棄却されたため、2019 年 10 月に東京高等裁判所に控訴し、本年 3 月 25 日に棄却されました。よって最高裁判所に対して本年 8 月に上告いたしました。

同種の集団訴訟は、本訴を含め全国 8 地裁（本訴以外では、仙台、新潟、東京、名古屋、金沢、大阪、福岡）に提起されました。

このうち仙台、名古屋、福岡各地裁を第 1 審とする訴訟については、2023 年 3 月 9 日に最高裁第一小法廷において合憲判決が言い渡されました。

さらに本年 4 月 10 日には同第三小法廷において、名古屋高裁金沢支部判決に対する上告（令和 5 年(オ)第 1290 号）及び上告受理申立（令和 5 年(受)第 1619 号）について、上告棄却、上告不受理の決定（いわゆる「門前払い」決定）が出され、同年 5 月 8 日には同第二小法廷において、大阪高裁判決に対する上告（令和 5 年(オ)第 630 号）及び上告受理申立（令和 5 年(受)第 782 号）についても、同様に上告棄却、上告不受理の決定が出されました。

これらの「門前払い」決定は、最高裁が本件についての憲法判断はすでに 2023 年 3 月 9 日の第一小法廷判決に示された通りすでに決着済みであり、それに沿った原判決の憲法解釈の誤りを主張しても、それはもはや憲法違反の主張とはいえないと判断されたものと解するしかありません。

しかしながら、2023 年 3 月 9 日の第一小法廷判決以降においても、プライバシーを巡る社会情勢は刻一刻と変化しており、すでに 1 年半前とは著しく異なる状況を呈しています。

また番号制度そのものについても、2023 年 5 月に番号法が改定され、前記最高裁判決が合憲性の重要な根拠としていた個人番号による情報連携の分野の限定が取り払われており、さらに同判決後に明らかになった様々な紐付け誤りなどの番号制度そのものの構造上の欠陥を鑑みるに、もはや前記第一小法廷判決は番号制度に対する先例たる価値を喪失したものといわざるを得ず、同判決後の状況を踏まえた新たな憲法判断が求められていると考えられます。

前記番号法改定は原判決言渡しよりも 10 か月も前のことであり、私たちは原審に対し弁論再開の申出をしましたが、原審はこれを退けました。私たちは、原判決の述べる弁論再開を認めなかった理由は全く理由となっておらず、原審が弁論再開を認めなかったことは裁量権の逸脱にあたと主張するものです。これについては最高裁での実質判断が不可欠だと考えます。

基本的人権擁護の最後の砦である最高裁が、今こそ誠実にその役割を発揮することが求

められており、私たち130名の原告に対する訴えに耳を傾けることさえないという態度は断じて許されるものではありません。

私たちマイナンバー違憲訴訟神奈川においては、特に他の訴訟と異なり、自己情報コントロール権には「巨大な情報システムから離脱する自由」をも含まれることを主張してきました。原審においては自己情報コントロール権というプライバシー権を認定しませんでした。まさにAIが人間をコントロールできる時代が到来しようするなかで再度原審において問うた現代におけるプライバシー権の在り方を最高裁として論じてほしいと思います。

また現在問題となっている健康保険証とマイナンバーカードとの一体化については、本来任意であるマイナンバーカードの取得を実質的に強制に導く政策となっており、医療情報に関する私たちのプライバシー権を侵害するものとなる危険性の極めて高いものです。まさに私たちはこうした新たな事態は憲法第13条に違反するものであると考え、ぜひとも最高裁におかれましては、こうした事態も含めて実質判断を行われることを強く要請いたします。